



# 水道だより

NO.4  
平成23年  
(2011年)  
11月発行

給水人口：156,301人 給水戸数：61,242戸 (平成23年10月1日現在)

## 水道料金・水道加入金を改定します

～水道料金は平成24年6月検針分から  
水道加入金は平成24年4月1日から統一します～

久喜市水道事業では、平成22年3月23日の1市3町の合併に伴う「合併協定書」に基づき、現在、合併前の4地区別々となっている水道料金及び水道加入金を統一します。

新たな水道料金の適用時期については、偶数月の検針の方は、平成24年6月検針分から、奇数月の検針の方は、平成24年7月検針分からとなります。

現在ご使用の水道料金との比較については、料金表が地区毎に異なっていますので、ご使用になられている水道メーターの口径や使用水量によって、料金が値上げとなる場合と値下げとなる場合があります。

また、新たな水道加入金の適用時期は、平成24年4月1日からとなります。

皆さんの深いご理解と  
ご協力をお願いします。



マスコットキャラクター「みず坊」

### 1 水道料金の考え方

#### (1) 水道事業の役割

水道事業は市民生活や産業活動を支えるライフラインであり、安全・安心な水を安定して供給をしていくことです。

#### (2) 独立採算制

水道事業は上記に掲げた公共性を持つとともに、地方公営企業法により「独立採算制」で運営することが定められています。

これは水道事業に要する費用は、税金によらず水道料金によってまかなうという制度です。「久喜市の水道」は、皆さんの水道料金で成り立っています。

### 2 改定が必要な理由

#### (1) 合併による料金の統一

現在の久喜市の水道事業は、平成22年3月23日の合併により、旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町の水道事業を引き継いでいるものです。現行の久喜市の水道料金についても、その体系・水準ともに旧1市3町のものを採用していますが、合併協定書において、合併後2年以内に水道料金及び水道加入金を再編することとされています。

このことから、久喜市として望ましい料金の統一改定を行うものです。

## (2) 老朽化した施設や耐震化等の更新

現在の久喜市の水道事業では、経年施設や石綿セメント管を含めた経年（老朽）管の計画的な更新、耐震化の推進を図る必要があるほか、合併後の市内全域について効率的な水運用を行うための配水ブロックの見直しや非常時のバックアップ機能の充実を図るための基幹管路の整備等、資金の増大が見込まれます。特に耐震性能が低い石綿セメント管については、平成22年度末における久喜市全体では、約16.3kmも埋設されているため、早急に布設替え工事を実施する必要があります。

さらに、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を受け、災害対策のための施策を実行していく必要があります。

## 3 今後の経営方針

### (1) 経営の効率化

水需要が伸び悩む中、経常経費の節減や合理化に努めるとともに、水道施設の効率化、水資源の有効利用、適正な定員管理を図ります。

具体的には、合併後、以下4つの項目からなる経営効率化に取り組み、合計で約2億5千9百万円の削減効果を見込んでおります。削減効果見込額は、経営効率化を行わなかった場合との差額（平成24年度から平成26年度の3年分合計）を示しております。



項目	取組の内容	削減効果見込額
職員数の削減	合併に伴い、業務を統合し効率化を図ることによって、平成23年度から職員数を削減します。（職員5名削減）	約1億4千百万円
料金システムの統合	合併に伴い、5箇所に分かれていた料金システムを1箇所にし、窓口業務や電算処理システムの統合を行い、費用を削減します。	約1千9百万円
委託契約の見直し	合併に伴い、旧1市3町それぞれで行っていた料金徴収業務や浄水場運転管理についての委託契約を一元化し、費用を削減します。	約7千7百万円
支払利息の削減	金利の高い時期に企業債（借入金）の借入れをしたものは、低い金利のものへと借り換えを行うことで、支払利息の削減をします。	約2千2百万円

### (2) 財政基盤の強化

企業債（借入金）の借入れを抑制し、企業債残高をできるだけ減らすとともに、様々な財政指標等を参考にしながら適正な財政の運営をしていきます。

## 4 新水道料金

### (1) 新水道料金改定の概要

現在の久喜市の水道事業は、旧1市3町の水道事業から合併により引き継いでいるものです。そのため、水道施設の老朽化や災害への対応、市町合併のメリットを生かした効率的な水運用や経営の健全化など様々な課題を抱えています。

このため、事業の現状と課題を分析・評価し、事業統合後、将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給できるシステムづくりを推進するため、水道の将来像を定め、これを実現していくための取り組みを示すものとして「久喜市水道ビジョン」を策定しました。

この水道ビジョンを踏まえ、今後、経年施設や経年（老朽）管の計画的な更新、耐震化の推進などを図る必要があります、これらを実行するには資金の増大が見込まれます。

さらに、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を受け、災害対策のための施策を実行していく必要があります。

これらの費用の増大への対処、災害対策のための施策の迅速な実行、今後の経営の安定性を考慮し、平均改定率を7.1%値上げすることと決定しました。

また、料金の体系は、旧1市3町において、水道メーターの口径による口径別の料金体系と、一般家庭や工場などの用途による用途別の料金体系が混在していることから、最も給水人口・給水割合の多い久喜地区の料金体系を基本に検討しました。

その結果、水道メーターの口径別による料金体系にするとともに、基本料金と水量料金からなる料金制を採用することとしました。

料金表については、料金収入の安定性・負担配分の公平性のほか、使用者の中で大きな割合を占めている小口需要家（口径13mm、口径20mm）へ配慮しつつ、節水意識の啓発効果も考慮する必要があるため、現在の久喜地区の料金に改定分を基本料金と水量料金で概ね均等に配分することとしました。

※ 栗橋地区の料金の体系については、一般家庭や工場などの用途による用途別の料金体系から水道メーターの口径による口径別の料金体系へ変更になります。



### (2) 久喜市水道事業運営審議会において審議

今回の水道料金・水道加入金の改定については、平成22年7月23日に市長から、公募による市民、学識経験者及び水道使用者で構成する久喜市水道事業運営審議会へ諮問しました。

さらに、平成23年3月14日に今後の新水道事業運営方針と課題解決のための取り組みを示す久喜市水道ビジョン（案）についての諮問をしました。

審議会では、約1年間にわたり、9回の審議が行われ、その結果、水道料金の改定は、平均改定率7.1%値上げの答申をいただきました。

市では、この答申を尊重し、平成23年9月定例市議会に久喜市水道給水条例改正案を提案して、平成23年10月4日に可決されました。

### (3) 新水道料金適用時期

新水道料金は、経過措置により、平成24年6月1日以降に算定する料金について適用となります。

具体的には、偶数月の検針の方は、平成24年6月検針分から、奇数月の検針の方は、平成24年7月検針分からとなります。

#### (4) 新水道料金表

新水道料金は、下表の基本料金、水量料金に定めるところにより算定した額の合計額に、消費税等（5%）を加えた額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、臨時に使用する場合は、下表の臨時料金に定めるところにより算定した額に、消費税等（5%）を加えた額とします。

基本料金	
口径	金額（1ヶ月当たり）
13mm	910円
20mm	1,280円
25mm	4,900円
30mm	8,400円
40mm	16,320円
50mm	29,150円
75mm以上	77,000円

水量料金	
使用水量	1m <sup>3</sup> 当たりの金額（1ヶ月当たり）
10m <sup>3</sup> まで	60円
10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	120円
20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	180円
30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	220円
50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	240円
100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	260円
500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	270円
1,000m <sup>3</sup> を超えた分	280円

臨時料金	
使用水量1m <sup>3</sup> につき	800円

#### (5) 新水道料金計算例

**Q.** 6月検針分の使用水量が43m<sup>3</sup>、口径が20mmの場合の水道料金は？



**A.** この場合は、4月分と5月分の合計使用水量が43m<sup>3</sup>となり、次のような計算になります。

$$\begin{aligned} \text{◎各月の使用水量} \quad & \cdot 5\text{月分} = 43 \times 1/2 = 21\text{m}^3 \quad \text{※} 1\text{m}^3\text{未満切捨て} \\ & \cdot 4\text{月分} = 43 - 21 = 22\text{m}^3 \\ & \qquad \qquad \qquad \text{(検針水量)} \qquad \qquad \text{(5月分)} \end{aligned}$$

◎各月の水道料金（水量料金は使用水量区分毎にそれぞれ積算する）

4月分（使用水量22m <sup>3</sup> ）			5月分（使用水量21m <sup>3</sup> ）		
基本料金		1,280円	基本料金		1,280円
水量 料 金	10m <sup>3</sup> × 60円	600円	水量 料 金	10m <sup>3</sup> × 60円	600円
	10m <sup>3</sup> × 120円	1,200円		10m <sup>3</sup> × 120円	1,200円
	2m <sup>3</sup> × 180円	360円		1m <sup>3</sup> × 180円	180円
	小計	3,440円		小計	3,260円
消費税等（5%）		172円	消費税等（5%）		163円
4月分 水道料金		3,612円	5月分 水道料金		3,423円

◎6月検針分水道料金 ・ 4月分 3,612円 + 5月分 3,423円 = 7,035円

∴ **6月検針分水道料金は、7,035円となります。**



(6) 新水道料金早見表

(単位：円)

水量			水量			水量			水量		
口径別金額			口径別金額			口径別金額			口径別金額		
m <sup>3</sup>	13mm	20mm	m <sup>3</sup>	13mm	20mm	m <sup>3</sup>	13mm	20mm	m <sup>3</sup>	13mm	20mm
0	1,910	2,688	51	7,769	8,547	101	18,962	19,740	151	31,562	32,340
1	1,973	2,751	52	7,958	8,736	102	19,214	19,992	152	31,814	32,592
2	2,036	2,814	53	8,147	8,925	103	19,466	20,244	153	32,066	32,844
3	2,099	2,877	54	8,336	9,114	104	19,718	20,496	154	32,318	33,096
4	2,162	2,940	55	8,525	9,303	105	19,970	20,748	155	32,570	33,348
5	2,225	3,003	56	8,714	9,492	106	20,222	21,000	156	32,822	33,600
6	2,288	3,066	57	8,903	9,681	107	20,474	21,252	157	33,074	33,852
7	2,351	3,129	58	9,092	9,870	108	20,726	21,504	158	33,326	34,104
8	2,414	3,192	59	9,281	10,059	109	20,978	21,756	159	33,578	34,356
9	2,477	3,255	60	9,470	10,248	110	21,230	22,008	160	33,830	34,608
10	2,540	3,318	61	9,701	10,479	111	21,482	22,260	161	34,082	34,860
11	2,603	3,381	62	9,932	10,710	112	21,734	22,512	162	34,334	35,112
12	2,666	3,444	63	10,163	10,941	113	21,986	22,764	163	34,586	35,364
13	2,729	3,507	64	10,394	11,172	114	22,238	23,016	164	34,838	35,616
14	2,792	3,570	65	10,625	11,403	115	22,490	23,268	165	35,090	35,868
15	2,855	3,633	66	10,856	11,634	116	22,742	23,520	166	35,342	36,120
16	2,918	3,696	67	11,087	11,865	117	22,994	23,772	167	35,594	36,372
17	2,981	3,759	68	11,318	12,096	118	23,246	24,024	168	35,846	36,624
18	3,044	3,822	69	11,549	12,327	119	23,498	24,276	169	36,098	36,876
19	3,107	3,885	70	11,780	12,558	120	23,750	24,528	170	36,350	37,128
20	3,170	3,948	71	12,011	12,789	121	24,002	24,780	171	36,602	37,380
21	3,296	4,074	72	12,242	13,020	122	24,254	25,032	172	36,854	37,632
22	3,422	4,200	73	12,473	13,251	123	24,506	25,284	173	37,106	37,884
23	3,548	4,326	74	12,704	13,482	124	24,758	25,536	174	37,358	38,136
24	3,674	4,452	75	12,935	13,713	125	25,010	25,788	175	37,610	38,388
25	3,800	4,578	76	13,166	13,944	126	25,262	26,040	176	37,862	38,640
26	3,926	4,704	77	13,397	14,175	127	25,514	26,292	177	38,114	38,892
27	4,052	4,830	78	13,628	14,406	128	25,766	26,544	178	38,366	39,144
28	4,178	4,956	79	13,859	14,637	129	26,018	26,796	179	38,618	39,396
29	4,304	5,082	80	14,090	14,868	130	26,270	27,048	180	38,870	39,648
30	4,430	5,208	81	14,321	15,099	131	26,522	27,300	181	39,122	39,900
31	4,556	5,334	82	14,552	15,330	132	26,774	27,552	182	39,374	40,152
32	4,682	5,460	83	14,783	15,561	133	27,026	27,804	183	39,626	40,404
33	4,808	5,586	84	15,014	15,792	134	27,278	28,056	184	39,878	40,656
34	4,934	5,712	85	15,245	16,023	135	27,530	28,308	185	40,130	40,908
35	5,060	5,838	86	15,476	16,254	136	27,782	28,560	186	40,382	41,160
36	5,186	5,964	87	15,707	16,485	137	28,034	28,812	187	40,634	41,412
37	5,312	6,090	88	15,938	16,716	138	28,286	29,064	188	40,886	41,664
38	5,438	6,216	89	16,169	16,947	139	28,538	29,316	189	41,138	41,916
39	5,564	6,342	90	16,400	17,178	140	28,790	29,568	190	41,390	42,168
40	5,690	6,468	91	16,631	17,409	141	29,042	29,820	191	41,642	42,420
41	5,879	6,657	92	16,862	17,640	142	29,294	30,072	192	41,894	42,672
42	6,068	6,846	93	17,093	17,871	143	29,546	30,324	193	42,146	42,924
43	6,257	7,035	94	17,324	18,102	144	29,798	30,576	194	42,398	43,176
44	6,446	7,224	95	17,555	18,333	145	30,050	30,828	195	42,650	43,428
45	6,635	7,413	96	17,786	18,564	146	30,302	31,080	196	42,902	43,680
46	6,824	7,602	97	18,017	18,795	147	30,554	31,332	197	43,154	43,932
47	7,013	7,791	98	18,248	19,026	148	30,806	31,584	198	43,406	44,184
48	7,202	7,980	99	18,479	19,257	149	31,058	31,836	199	43,658	44,436
49	7,391	8,169	100	18,710	19,488	150	31,310	32,088	200	43,910	44,688

◎ 2ヶ月計算・消費税等(5%)を含んだ金額です。

◎ 口径が25mm以上につきましては、市ホームページ(<http://www.city.kuki.lg.jp/>)に掲載しています。

詳しくは、水道業務課 料金・給水係へお問い合わせください。



(7) 主な現行料金との比較表

※2ヶ月計算・消費税等(5%)を含んだ金額です。

◎口径13mm、使用水量40m<sup>3</sup>の場合

地 区	現 行 料 金	新 料 金	差 額
久 喜	5,418 円	5,690 円	272 円
菖 蒲	5,567 円		123 円
栗 橋(一般・病院)	6,342 円		△652 円
鷺 宮	5,984 円		△294 円

(栗橋地区は用途「一般・病院」の料金で比較しています)

◎口径20mm、使用水量40m<sup>3</sup>の場合

地 区	現 行 料 金	新 料 金	差 額
久 喜	6,090 円	6,468 円	378 円
菖 蒲	5,964 円		504 円
栗 橋(一般・病院)	6,342 円		126 円
鷺 宮	5,984 円		484 円

(栗橋地区は用途「一般・病院」の料金で比較しています)

◎口径50mm、使用水量3,000m<sup>3</sup>の場合

地 区	現 行 料 金	新 料 金	差 額
久 喜	828,240 円	899,114 円	70,874 円
菖 蒲	670,929 円		228,185 円
栗 橋(営業1)	1,184,190 円		△285,076 円
鷺 宮	1,252,650 円		△353,536 円

(栗橋地区は用途「営業1」の料金で比較しています)

## 5 新水道加入金

### (1) 新水道加入金改定の概要

旧1市3町では旧久喜市の水道加入金水準が低くなっていることから、旧久喜市の金額で統一することとしました。

### (2) 新水道加入金の適用時期

平成24年4月1日以降の適用となります。

### (3) 新水道加入金一覧表

給水装置の新設工事又は改造工事(水道メーターの口径を増す場合に限る。)の申込者が納入する水道加入金の額は、右表に定める額に消費税等(5%)を加えた額とします。

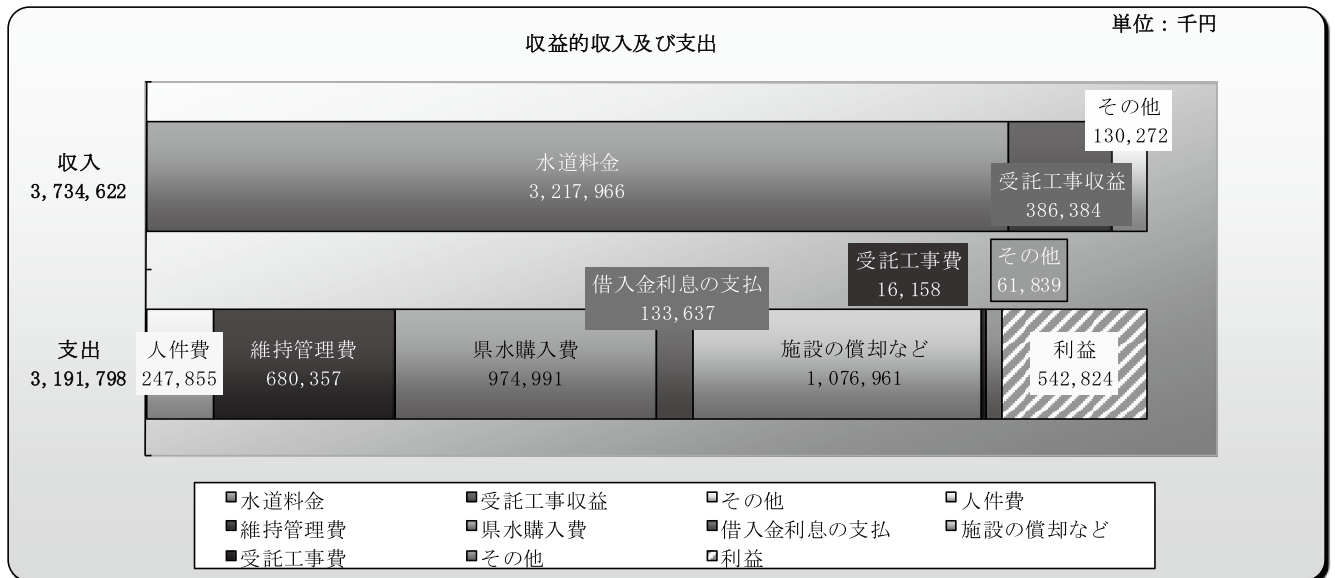
ただし、改造工事をする場合の水道加入金の額にあつては、申込みの水道メーターの口径に係る水道加入金の額と、申込み前の水道メーターの口径に係る水道加入金の額との差額とします。

水 道 加 入 金	
口 径	金 額
13mm	130,000 円
20mm	350,000 円
25mm	600,000 円
30mm	930,000 円
40mm	1,880,000 円
50mm	3,220,000 円
75mm	8,690,000 円
100mm	17,830,000 円

# 平成22年度決算について

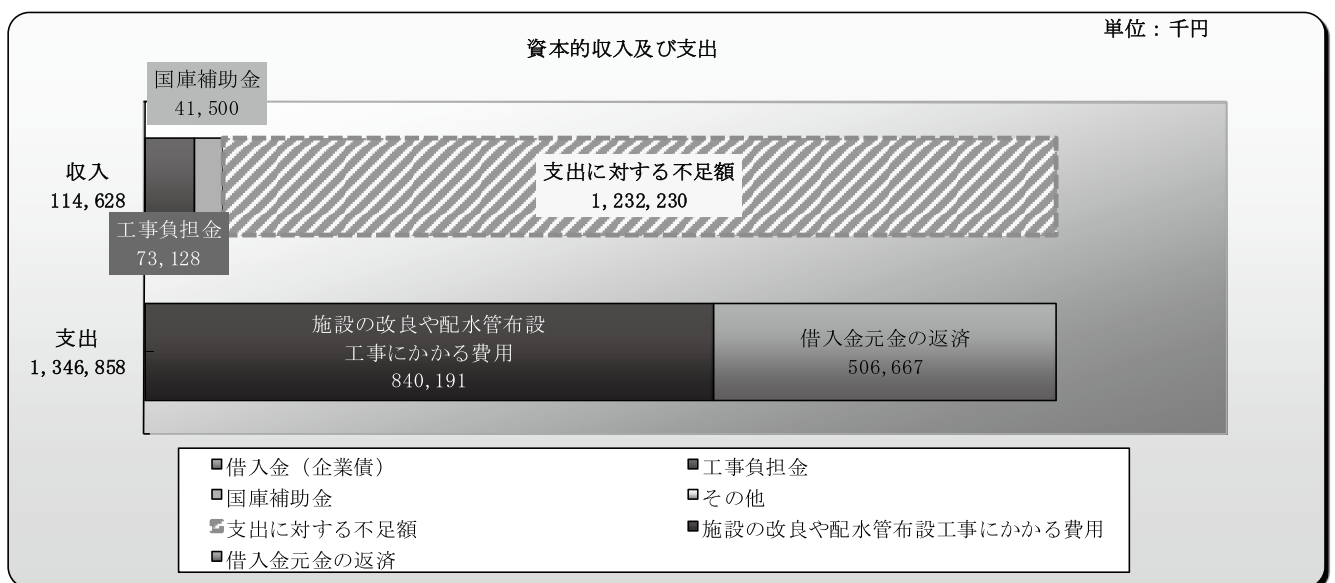
平成22年度水道事業会計決算が、平成23年久喜市議会9月定例会で認定されました。その概要をお知らせいたします。

## ■水道水を供給するための収益的収支(消費税込み)



経費の節減と事務事業の効率化に努めた結果、542,824千円の利益を計上することができました。  
この利益は、今後、水道施設を造るための資本的収支の支出に対する不足額に充てさせていただきます。

## ■水道施設を造るための資本的収支(消費税込み)



事業の必要性、緊急性及び投資の効率性を十分に検討して事業を行いました。  
なお、支出に対する不足額1,232,230千円については、減価償却費など現金支出を伴わず、内部に留保されている資金などで補てんしました。

# 水質検査結果を公表します

市内すべての浄水場の水質検査結果は、検査したすべての項目において、水道法の水質基準に適合しています。

水質検査については、50項目(全項目)について実施しておりますが、ここでは主な内容について掲載しております。

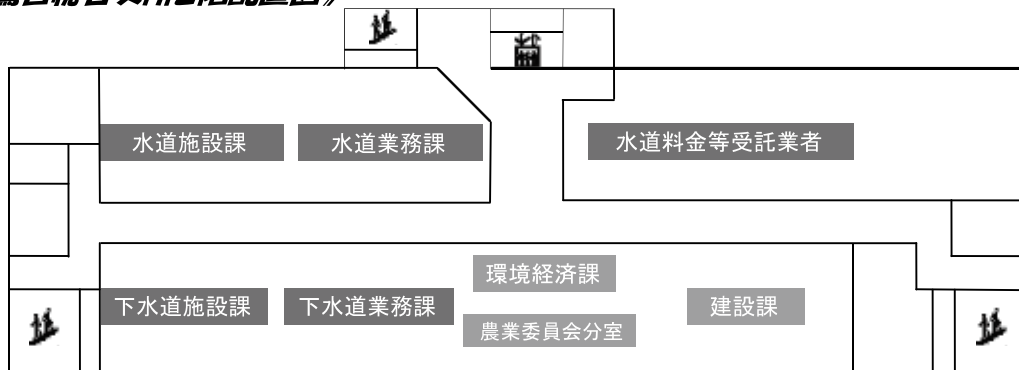
なお、すべての検査結果につきましては、市ホームページ(<http://www.city.kuki.lg.jp/>)に掲載しております。

分類	項目	基準値	吉羽浄水場	本町浄水場	森下浄水場	菖蒲浄水場	佐間浄水場	鷺宮浄水場	八甫浄水場	
健康に関する項目	病原菌指標	一般細菌	100個/1ml以下	0	0	0	0	0	0	
		大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
性状に関する項目	味	塩化物イオン	200mg/l以下	27.9	18.4	38.7	32.9	16.3	16.9	16.6
	汚濁指標	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	1.1	1.2	1.2	1.2	1.0	1.1	1.1
	腐食等	P H 値	5.8以上8.6以下	7.2	6.9	7.2	7.1	7.0	7.0	6.9
	味	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	におい	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	色	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	にごり	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

## 10月11日(火)から 上下水道部が鷺宮総合支所内に移転しました

上下水道部の全4課(水道業務課、水道施設課、下水道業務課、下水道施設課)は、吉羽浄水場から鷺宮総合支所2階へ移転しました。今後、上下水道、農業集落排水等に関するお問い合わせは、鷺宮総合支所へお願いします。

### 《鷺宮総合支所2階配置図》



発行年月日 平成23年11月1日 編集・発行元 久喜市上下水道部水道業務課  
 住所 〒340-0295 久喜市鷺宮6丁目1番1号(鷺宮総合支所)  
 TEL 0480-58-1111(代表) FAX 0480-58-1401  
 Eメール [suido-gyomu@city.kuki.lg.jp](mailto:suido-gyomu@city.kuki.lg.jp)  
 この広報紙は59,000部作成し、1部当たりの単価は約8円です。